

旭川医科大学病院病理解剖取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年9月18日病院長裁定)

旭川医科大学病院病理解剖取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院病理解剖取扱要項（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第1～第5 (略) (事務手続)</p> <p>第6 第3第1項により遺族の承諾書及び死亡診断書を受理した医療支援課は、病理解剖受付簿（別記様式5）により、剖検の受付を行い、承諾書の写しを<u>医事課</u>に送付するものとする。 (遺体の運搬等)</p> <p>第7 医療支援課は、遺族の希望に応じて、遺体の運搬又は棺等の支給について<u>経営企画課</u>に連絡するものとする。</p> <p>2 (略) (祭祀料の支給)</p> <p>第8 <u>医事課</u>は、遺族に対して別表に定める祭祀料を支出するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、令和6年9月18日から実施し、令和6年8月1日から適用する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>第1～第5 (略) (事務手続)</p> <p>第6 第3第1項により遺族の承諾書及び死亡診断書を受理した医療支援課は、病理解剖受付簿（別記様式5）により、剖検の受付を行い、承諾書の写しを<u>会計課</u>に送付するものとする。 (遺体の運搬等)</p> <p>第7 医療支援課は、遺族の希望に応じて、遺体の運搬又は棺等の支給について<u>会計課</u>に連絡するものとする。</p> <p>2 (略) (祭祀料の支給)</p> <p>第8 <u>会計課</u>は、遺族に対して別表に定める祭祀料を支出するものとする。</p> <p>(略)</p>

(略)

【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(略)